



日本ボディマインドクリエイト協会 会員規約

第2版 | 2026年9月6日改定

学び・ものづくり・挑戦を通して、
一人ひとりが自分らしい未来を創造できる場へ。

協会理念

日本ボディマインドクリエイティブ協会は、性別、年齢、職業、経験、ライフステージなどにかかわらず、一人ひとりが自分らしく学び、つくり、挑戦し、夢や可能性を未来へつなげていける場を育むことを目的とします。

ランジェリーをはじめ、衣服、ものづくり、デザイン、身体、暮らし、キャリア、ブランド、文化など多様なテーマを通して、人と人、学びと社会、アイデアと実践をつなぎ、新しい活動や価値が生まれる機会を創出します。

宝塚ランジェリーデザインスクール（TLDS）は、協会が運営する専門教育事業の一つとして、ランジェリーを軸に専門的な学びと実践の場を提供します。

第1条（目的）

本規約は、日本ボディマインドクリエイティブ協会（以下「協会」といいます。）の会員制度および協会が実施する活動への参加に関する基本事項を定めるものです。

第2条（協会の活動）

協会は、前記理念に基づき、次の活動を行います。

- ・学び、ものづくり、デザイン、身体、暮らし、キャリア、ブランド等に関する講座、ワークショップ、イベントおよび交流機会の企画・実施
- ・宝塚ランジェリーデザインスクール（TLDS）の運営
- ・企業、専門家、クリエイター、教育機関その他の団体等との連携および共同企画
- ・会員の学び、創作、活動、挑戦および社会とのつながりを支援する取組み
- ・その他、協会の目的を達成するために必要な活動

第3条（会員制度）

1. 協会の会員制度は、協会の理念に賛同し、協会の活動に関心を持つ方が、学びや活動の機会につながるためのコミュニティ制度とします。
2. 会員であることにより、すべての活動への参加、無料参加、優先参加その他特定の利益が当然に保証されるものではありません。各活動の対象者、定員、参加条件および参加費等は、その都度協会が定めます。

第4条（会員の種別）

会員の種別は、次のとおりとします。

（1）TLDS 受講会員

TLDS の対象コースに入校し、受講契約が成立した方。

（2）一般コミュニティ会員

協会の理念に賛同し、協会所定の方法により登録した方。

（3）法人・協力会員

協会の理念および活動に賛同し、協賛、協力、共同企画その他の形で協会と連携する法人、団体または個人。詳細は個別に定めます。

第5条（TLDS 受講会員）

1. TLDS の対象コースへの入校により、受講者は受講契約の成立と同時に TLDS 受講会員となります。別途の入会手続きは不要です。
2. TLDS 受講会員について、協会会員としての入会金および年会費は原則として発生しません。
TLDS の受講料、実習費、教材費その他の費用については、TLDS 講座受講規約および各コース案内の定めによります。
3. TLDS 修了後も、本人から退会の申し出がない限り、一般コミュニティ会員として協会とのつながりを継続できるものとします。

第6条（一般コミュニティ会員の登録）

一般コミュニティ会員への登録は、協会が定めるフォームその他所定の方法により行います。協会は、登録内容その他の事情により、登録をお断りする場合があります。

第7条（会費）

1. 一般コミュニティ会員および TLDS 受講会員の会費は、原則として無料とします。
2. 協会が実施する講座、ワークショップ、イベント、研修、交流会その他の活動については、活動ごとに参加費、材料費、実費その他の費用を定めることがあります。
3. 将来、継続的なサービスその他新たな会員制度を設け、有料会費を導入する場合は、対象、金額、サービス内容、開始時期その他必要な事項を事前に明示し、対象者の同意その他法令上必要な手続きを行います。

第8条（会員への案内・参加機会）

協会は、会員に対し、講座、ワークショップ、イベント、研修、交流会、共同企画その他協会が実施または案内する活動に関する情報を提供することがあります。活動への参加は、各企画の対象、条件、定員、申込みおよび費用等に従うものとします。

第9条（活動参加に伴う費用）

協会の活動への参加に伴う参加費、材料費、交通費、宿泊費、飲食費、渡航費その他の実費は、協会が負担すると明示した場合を除き、参加者の自己負担とします。

第10条（申込み・決済・キャンセル）

有料の講座、ワークショップ、イベントその他の活動については、申込方法、決済方法、キャンセル、返金その他の条件を各企画の案内または別途適用される規約に定めます。TLDS の講座については、TLDS 講座受講規約を優先して適用します。

第11条（著作物等）

1. 協会が提供するテキスト、動画、録画教材、資料、図表、デザイン、ノウハウその他のコンテンツに関する著作権その他の知的財産権は、協会または正当な権利者に帰属します。
2. 会員は、協会または正当な権利者の許可なく、これらを第三者へ譲渡、貸与、共有、転載、送信、複製、改変、配布、公衆送信その他権利を侵害する方法で利用してはなりません。

第12条（会員自身の作品・企画等）

会員自身が創作した作品、デザイン、企画、ブランド名その他の成果物に関する権利は、協会または第三者が従前から保有する権利、提供素材、共同開発その他別途契約で定めるものを除き、原則として当該会員に帰属します。共同企画、企業連携その他個別の取組みに別途契約または合意がある場合は、その定めを優先します。

第13条（秘密保持）

会員は、協会の活動を通じて知り得た協会、他の会員、講師、企業、協力者その他第三者の非公開の技術上、営業上、商品開発上、個人上その他の秘密情報を、権利者の承諾なく利用または第三者へ開示してはなりません。

第14条（個人情報）

協会は、会員登録および活動の運営にあたり取得した個人情報を、適用法令および協会のプライバシーポリシー等に従い適切に管理し、本人に示した利用目的の範囲内で取り扱います。

第15条（写真・動画・作品等の掲載）

協会の活動において撮影された写真・動画、会員の作品、発表内容等を協会のウェブサイト、SNS、印刷物その他の広報に使用する場合は、個人が特定される態様その他必要に応じて、事前に本人の同意を得るものとします。

第16条（遵守事項）

会員は、協会の活動への参加にあたり、次の事項を遵守するものとします。

- ・協会、講師、会場、訪問先その他関係者の合理的な指示に従い、他の参加者または関係者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ・他の会員等に対し、連鎖販売取引、宗教活動、商品・サービスの購入、外部セミナー等への不適切な勧誘を行わないこと。
- ・他者の作品、企画、個人情報、肖像、著作権その他の権利を侵害しないこと。
- ・差別、ハラスメント、誹謗中傷、威圧的言動その他、相互の尊重を損なう行為を行わないこと。
- ・法令、公序良俗および本規約に違反する行為を行わないこと。

第17条（安全管理・自己責任）

会員は、ワークショップ、研修、現地訪問その他の活動に参加する際、自身の健康状態および安全に配慮し、協会等の安全上の指示に従うものとします。会員自身の不注意、器具の誤使用、指示に反する行為その他協会の責めに帰すことのできない事由により生じた事故、怪我、所持品の破損・紛失その他の損害について、協会は責任を負いません。協会の故意または過失その他協会の責めに帰すべき事由がある場合は、関係法令に従って対応します。

第18条（会員資格の停止・失効および参加制限）

1. 会員が本規約または法令に違反し、協会または第三者の権利・利益を侵害し、協会の活動に重大な支障を生じさせ、または協会、TLDS、講師、他の会員、受講者、スタッフ、協力企業その他関係者との信頼関係を著しく損なう行為を行った場合、協会は、当該会員の会員資格を停止または失効させることができます。

2. 協会は、前項に該当する場合のほか、次のいずれかに該当し、協会または関係者の安全、安心、円滑な運営を確保するために必要かつ相当であると判断した場合、当該者に対し、協会または TLDS が運営・主催する講座、ワークショップ、イベント、交流会、研修、施設その他の活動への参加、申込み、来場または立入りを拒否もしくは制限することができます。
 - (1) 他の会員、受講者、講師、スタッフまたは関係者に対する迷惑行為、威圧的言動、誹謗中傷、ハラスメント、つきまといその他これらに類する行為があった場合。
 - (2) 協会または TLDS の運営を妨害し、またはその信用・秩序を著しく損なう行為があった場合。
 - (3) 協会、TLDS または関係者からの合理的な注意、要請または指示に従わず、同様の行為を継続した場合。
 - (4) 他の会員、受講者、講師、スタッフその他関係者の安全または安心を損なうおそれがあると合理的に判断される場合。
 - (5) その他、前各号に準ずる事情があり、協会が参加または立入りを認めることが適切でないと合理的に判断した場合。
3. 前項の措置は、現在の会員に限らず、退会者、会員資格を失効した者、過去に協会または TLDS の講座・活動等へ参加した者その他協会が必要と認める者についても適用することができます。
4. 緊急性がある場合、または安全確保のため直ちに対応する必要がある場合、協会は事前の注意または是正要請を行うことなく、必要な参加制限または立入り制限を行うことができます。

第 19 条（退会）

会員は、協会が定める方法により、いつでも退会を申し出ることができます。ただし、既に申込み済みの有料講座、イベントその他の契約関係については、それぞれの規約または申込条件に従うものとします。

第 20 条（地位の譲渡）

会員は、協会の事前の承諾なく、会員資格または協会の活動に関して付与された権利を第三者に譲渡、貸与または承継させることはできません。

第 21 条（損害賠償）

会員が本規約または法令に違反し、故意または過失により協会または第三者に損害を与えた場合、会員は法令に従いその損害を賠償する責任を負います。

第 22 条（免責）

協会は、活動を通じて学び、交流、創作、挑戦等の機会を提供しますが、就職、転職、事業、商品化、販売、収益その他特定の成果を保証するものではありません。協会の故意または重大な過失による場合その他法令上免責が認められない場合を除き、協会は法令の範囲内で責任を負うものとします。

第 23 条（規約の変更）

協会は、法令の定めに従い、本規約を変更することがあります。変更する場合は、変更内容および効力発生日を、ウェブサイト、電子メールその他適切な方法により周知します。

第24条（条項等の無効）

本規約の一部が法令または裁判所の判断により無効とされた場合でも、その他の条項は引き続き有効とします。

第25条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、法令上認められる範囲で、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合は、協会と会員は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

附則

初版 2021年12月発行

第2版 | 2026年9月6日改定

以上